

## 第2回仮称登別市手話言語条例検討委員会議事録要旨

◆日 時：平成27年7月13日（月） 18:00～19:25

◆場 所：登別市役所第2委員会室

### ◆出席委員

氏 名	推薦団体等	所属・役職	備考
高橋 芳恵	登別市障害者地域自立支援協議会	登別市総合相談支援センター e n センター長	委員長
山田 隆	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会会長	副委員長
高橋 邦昌	登別聴覚障がい者協会	登別聴覚障がい者協会副会長	
今 順子	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会長	
伊藤 千春	登別身体障害者福祉協会	登別身体障害者福祉協会会員	
坂元 秀行	登別手話の会	登別手話の会会長	
須田 暁子	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会会長	
馬場 由香利	室蘭手話通訳問題研究会	室蘭手話通訳問題研究会事務局	

### ◆欠席委員

氏 名	推薦団体等	所属・役職	備考
高橋 照代	登別手話の会	登別手話の会事務局長	

### ◆事務局

氏 名	職 名
平田 雅樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ総括主幹
木田 元樹	登別市保健福祉部障害福祉グループ主査

○開会

○協議事項

#### 【委員長】

- ・協議事項1、視察（勉強会）の結果報告について、事務局から説明願いたい。

#### 【事務局】

- ・7月9日に実施した北海道ろうあ連盟視察（勉強会）の結果について報告させていただく。
- ・参加された方と対応していただいた方、日時については資料に記載のとおりである
- ・1つ目として、条例に盛り込むべき項目や文言についてということで、北海道ろうあ連盟にお話を聞いてきた。
- ・他市町の条例については、素案のたたき台を職員がつくり、それを検討委員会で協議

したという話だった。

- ・特に盛り込むべき内容について追加した項目はなく、検討委員会の中でも項目についての議論は特になかったという話だった。
- ・検討委員会に要した時間などという質問に対しては、まちによって条例の内容が違うので、一概に必要な時間というのではないのではないかという話だった。
- ・石狩市については5月から8月まで計6回の検討委員会を開いていた。逆に、検討委員会等を開いていない自治体もあったという話だった。
- ・勉強会という形で北海道ろうあ連盟が出向いて話をしてきたという自治体もあった。
- ・条例を制定している自治体の中には、ろうあ者の授産施設が元々あって、ろうあ者の方が数多くいるまちということで、条例が必要なのか迷ったという話もあった。
- ・ただ、手話に慣れ親しんだ方がいるということで、条例がなくても問題ないのかもしれないが、積極的に条例をつくったというところもあった。
- ・ろうあ者に接することに慣れている住民に対して、手話の理解と普及を進める仕組みをどうつくるのかというところに悩んだということを知っている。これは北海道ろうあ連盟からの話ではなく自治体の担当者から聞いた話である。
- ・石狩市に関しては、全国初ということもあり、市の担当者も相当悩んでいた。検討委員会とは別に、市の職員とろうあ連盟で検討委員会とは別の場で話をしたと聞いている。
- ・全日本ろうあ連盟にも石狩市の職員2人が出向いて、条例に関する勉強をしてきた。そこから帰ってきてからは、市の担当者の悩みも吹っ切れたよううまく進んでいったという話があった。
- ・検討委員会のメンバーの中には、要約筆記をしている団体の方もいたということで、要約筆記の部分を条例に入れるのかという話もした。
- ・例えば、聴覚に障がいのある人には、情報を伝える際に手話だけではなく要約筆記という手法もあるが、要約筆記は日本語を紙に筆記（文字）したもので、今回つくる条例は手話に関する条例なので、要約筆記は日本語になるからこの条例にはなじまない、含める必要はないのではないかと結論になった。要約筆記については、言語としては日本語といった整理をしたということであった。
- ・手話条例は、どうしても福祉的観点からの条例と思われがちだが、言語に関する条例という整理をしている。
- ・その辺が、要約筆記も含めた日本語と手話というのは違うという整理ができて、すんなり進んでいけたと聞いている。
- ・手話と日本語は違う、日本語と手話とでは語彙が違うという話もあったし、身振り、ジェスチャーは手話ではない。身振りはろう者、健聴者が共に通じるもので、身振りというのは1つだけけれども手話は複数ある。語彙が違うという言い方だった。
- ・例えとして、車については（手でハンドルを表す）ハンドルをつくる。これはジェスチャーで、皆わかるだろうと。でも手話はタクシーであったり、バスであったり、トラックとか、それぞれ手話、日本語で言えば名詞があるというわかりやすい説明もあった。

- ・障がいの考え方で、社会モデルと言われているものがある。
- ・例えば、階段があって、車いすを使う人が二階に上がりたいときに、エレベーターやスロープがあれば一人で行くことは可能かもしれないが、これがない場合は、介助者が一緒に車いすを持って上がって行くことになる。
- ・これは、障がいがあるからということで、障がいに視点がいつているが、例えば、エレベーターがないのが問題、スロープがないのが問題というのは社会モデルと言われている。
- ・つまり、手話への理解が進んでないのが悪いというのが社会モデルと言えるかと思うが、そういった部分でまちづくり的な視点での条例にしているのが石狩市をはじめ各自治体でつくっている手話言語条例の考え方になっている
- ・これは福祉部門でつくっている条例だけれども、あくまでも手話は言語であるという、福祉的ではなく言語としての条例という整理をし、それによって先ほどの日本語と手話の違いがクリアされたことによってかなり進みが早くなったと聞いている。
- ・条例ができた後の変化としては、職員の意識が変わったというのが一番ということをお話していた。
- ・そのほか、小学校で手話を教えていて、中学年用や高学年用のテキストも作っているという話があった。
- ・登別市で条例施行後に期待されていることは何かという質問に対しては、登別温泉のホテルや旅館でのフロント対応など、ろう者が来ても困らない状況になれば素晴らしい。手話ができるというようなマークとかバッジを付けて対応するとなおいいという話もあった。
- ・ただ、まずは市の職員から手話を覚えていってもらうのが一番ではないか。いろんなことを一気に進めることはできない。徐々に進めるしかない。条例がなくても大丈夫だというまちにするのがいいのではないかという話があった。

#### 【委員長】

- ・勉強会に参加した方で、補足することや感想などはあればいただきたい。

#### 【委員】

- ・温泉のことについて話があったが、例えば十勝にいろいろ温泉があり、もし友達と一緒に温泉に泊まりたいとき、私も友達もろうあ者でしゃべることができないので、宿泊先の従業員の人が手話でコミュニケーションができればと思っている。

#### 【事務局】

- ・登別市に限らずそういった地域にしていこうという動きが、各地で条例をつくろうという動きになっていっていると思う。帯広市でも同じように条例制定に向けた動きがあるようだ。
- ・ただ、条例ができたからといって温泉やホテルのフロントの人がすぐに手話を覚えるかというとなかなかそれは難しい問題だと思う。北海道ろうあ連盟の方も話していた

が、徐々にこういった対応ができるように市のほうからも働きかけをしていけたらと思っている。

**【委員】**

- ・まずは登別温泉に来た観光客への対応として、観光ガイドの人たちが場所を教えるぐらいの手話ができたらいいと思っている。少しずつ理解してもらえたらと思っている。

**【事務局】**

- ・その辺の部分は、条例ができてどういった取り組みをやっていくか、条例施行後の課題になってくるかと思う。
- ・今後、手話講習会などをするときには多分、きょうお集まりの委員の皆さんの協力は欠かせないと思っているので、その際はまたご協力をお願いしたい。

**【委員】**

- ・市の総合計画基本計画の中で、温泉のバリアフリー化に取り組むことになっているが、その中に身体障がいの人や聴覚障がいの人も入ってくると思う。

**【事務局】**

- ・案としては当然市の職員もそうだし、そういったところにも働きかけはしたいと思っている。
- ・そのほか、登別温泉に観光ボランティアガイドという方々もいるので、そういった方々にも手話講習会をやらないかという働きかけをしていきたいと思っている。

**【高橋委員長】**

- ・そのほかにご意見がないようなので、協議事項1についてはこれで終了する。
- ・次に、協議事項2「仮称登別市手話言語条例に盛り込む内容について」、事務局から説明願いたい。

**【事務局】**

- ・資料でお配りしている、市町村手話言語モデル条例を策定するにあたってを閲覧いただきたい。
- ・これは先ほども説明したが、全日本ろうあ連盟のホームページに出ているものを印刷したものである。
- ・一番下のところが市町村手話言語モデル条例ポイントと書かれている。
- ・基本理念として、手話を使う市民が手話でコミュニケーションしやすい地域社会を構築する。
- ・市町村の責務として、手話の普及と手話による意思疎通と社会参加の保障を行う。
- ・市町村民の役割として、事業者も含め手話の理解と普及に努める。
- ・施策の策定及び推進として、①手話の理解と普及が中心。ろう者に関わる公的機関を

- はじめ、商業施設などの企業、町内会などの住民、地域の小学校、中学校などへの手話普及。②手話通訳者の配置など手話による意思疎通支援者等の施策推進もポイントとなると書かれていて、裏面からが市町村手話言語条例モデル条例案となっている。
- ・これを見ていくと、前文があって、その次に目的、基本理念、市町村の責務、市町村民の役割、施策の策定及び推進、財政措置、委任に続いている。
  - ・前回の検討委員会の中で、北海道内条例制定市町の条例概要の比較ということで、石狩市から名寄市までのどういった項目を入れているかという表をお渡ししているかと思う。
  - ・全日本ろうあ連盟のモデル条例案と同じところはないが、大体、石狩市と同じような内容になっている。
  - ・まずは条例素案に盛り込むべき内容について、皆さん方に最初お願いしたと思っていたが、他市町の条例や全日本ろうあ連盟の案を基に、事務局のほうで一度つくったほうがいいのかなど思っている。
  - ・できれば手話に関わりの深い皆さんに今回委員になってもらっているので、皆さんの意見を参考にしながらやっていこうかなと思っていたが、他市町でも素案のたたき台を市の職員がつくったということだった。
  - ・このため、事務局のほうで一度案をつくり、それを皆さんにお見せして協議していったほうが進みも早くなってくるのかななど思っている。
  - ・前回の委員会の中でもお話ししたが、大体載せている内容というのはさほど大きな差は出ていないと思う。
  - ・新得町が若干ほかの市町よりも盛り込んでいる内容が多いが、新得町民はろうあ者に慣れ親しんでいるというか、人口 6,400 人中 200 人ほどがろうあ者と聞いているので、登別市と比べても理解が全然違うと思う。
  - ・事務局のほうで次回の検討委員会前までに素案をつくりたいと思うがいかがか。

#### 【委員】

- ・健常者がろうあ者に対して、例えば場所を教えてくださいと言っても怖がって見えてしまうようなそんな感じがあるので、健聴者もお互い親切に対応していただきたいということを盛り込んでほしいと思う。

#### 【事務局】

- ・この条例をつくる目的としては、あくまでも手話は言語だということを認知する。それから市民に手話を理解してもらい普及させていくこととしているので、障がいがある、ないにかかわらずというのは、そもそも基本的な部分になってくるかと思う。
- ・接し方うんぬんというのは条例に入れるべき内容ではないのではないかと思うが、その辺は例えば、入れることができるとしても前文のところかと思う。健聴者の役割とか、ろうあ者の役割とかそういうふうにするべきものではないのかなと。
- ・障害者基本法という法律の中でも、障がいがあってもなくてもお互いを理解して尊重しあう共生型社会の実現というのがうたわれているので、特にこの条例の中に盛り込

まなくてもいいのではと考えている。

**【委員】**

- ・たたき台を市のほうでつくってもらって、それに対して私達が意見を述べていくほうが進めやすいのではないかと思う。

**【事務局】**

- ・先ほど委員から話された内容と同じようなことでもいいが、何かこういったことというのがあれば出していただきたい。その中でいろいろ整理していければと考えている。事務局で考えていなかったような案などあればそれは検討したいと思う。

**【委員】**

- ・市の総合計画基本計画や福祉計画の中でもぬくもりという言葉を使っているので、「市民が手話の理解の広がりやぬくもりを実感できる登別市を目指し、この条例を制定します」という表現がいいと思っている。

**【事務局】**

- ・1回目の検討委員会のときに、前文として参考にした登別市ぬくもりある福祉基本条例というものがあるし、地域福祉計画というものがあって、いわゆる「ぬくもり計画」、「ぬくもりある福祉基本条例」と条例の名前にもついているので、そういった部分を入れていくこともありなのかなと思う。
- ・先ほど委員から、お互いに理解しあうという話に関連して、ぬくもりある福祉基本条例の前文の最初に、「市民一人ひとりが住み慣れた地域で、互いの人格と個性を尊重しながら共に生きるという意識はまちづくりの基本です。子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、女性も男性も、そして登別を訪れる人も、共に支えあう地域社会を目指し、差別や偏見のないぬくもりある福祉社会を築き上げることが私たち市民の願いです。」という文章で始まっているので、これを意識しながらこの条例をつくっていくというのも一つの案と思っている。
- ・ただ、福祉を前面に押し出すと福祉の条例だという印象にとらわれがちなので、あくまでも手話は言語であるという基本の部分を生かしながら、そういう言葉、表現を入れていければと思う。

**【委員】**

- ・石狩市と全日本ろうあ連盟の条例案との違いは、財政措置のところ、必要な財政上の措置を講ずるものとする、努めるものとするという違いかと思うが。

**【事務局】**

- ・行政の予算は、基本的には単年度で立てていくもので、毎年議会に承認を得て予算化される。予算の継続的な担保というのはできない。

- ・予算を福祉や手話に関する部分に重点的に配分するというのも難しいのが現状としてあるので、努めるものとするという表現にとどまっていると思う。

**【委員】**

- ・努めるものというのは、ほとんどの条例にも使われていると思う。

**【事務局】**

- ・全日本ろうあ連盟の思いもあるが、それに対して行政として予算措置というのはなかなか難しいのでそういう表現になっていると思う。
- ・名寄市は、議会が条例提案しているので、財政上の措置という項目がないのかと思う。
- ・ちなみに名寄市には、手話登録員制度があるらしいが、手話通訳者は市役所にいないという話を聞いた。

**【委員】**

- ・手話通訳者がいないということだが、名寄市にろうあ者はいるのか。

**【事務局】**

- ・市の登録制度があるので、ろうあ者はいると思う。

**【委員】**

- ・登別市でも登録制度をつくってほしい。条例ができれば研修会や講習会も開かないといけないと思うので、手話通訳者が一人では大変だと思う。

**【事務局】**

- ・そういった内容を条例の施策の策定及び推進という部分に、登録制度という表現を使うかどうかは別にして、そういう内容を入れていくとか、別に定めるというふうに石狩市はしているが、登別市も、例えば別に定めるとした場合に、その計画の中でそういった具体的な方針を立てていけるのかなと思っている。
- ・最初に出た温泉のホテルの人たちに向けてやっていきましょうとか、市にもそういった登録制度を設けてやっていきましょうとか、そういった内容を条例の中というよりは、条例を受けて計画をつくるというようなつくりになるので、そこで盛り込んでいければと思っている。

**【委員】**

- ・検討委員会はいつまで開くのか。

**【事務局】**

- ・1回目の検討委員会のときに、条例を制定するスケジュールをお話しさせていただいたとおり、10月くらいまでを予定しているが、それはまとまればの話で、もしまとま

らなければその後にも行うことになる。

**【委員】**

- ・日程が延びても構わないが慌てないようにつくれたらいいと思う。

**【事務局】**

- ・石狩市では、何もない状態から始めて5月から8月までの4カ月で条例案ができています。登別の場合は、参考にするほかのまちの情報もあるので、6月から始めているので、10月を含めて5カ月あれば、ある程度のものはできるのではと事務局では見込んでいます。

**【委員長】**

- ・ほかに何かご意見や盛り込むことなどはあればいただきたい。

**【委員】**

- ・次回までに素案を事務局でつくるという話だった。事務局も大変だと思うが、次回の検討委員会の開催前に素案をいただけるとありがたい。

**【事務局】**

- ・次回の検討委員会の何日か前に渡せるように努力する。スピード感を持ってやるので、不具合が多々出るとは思うが、その辺は検討委員会の中で協議していただければと思う。

**【委員】**

- ・小・中学校、高校、専門学校といろいろな授業があるが、手話の勉強も授業に入れられたらと思う。

**【事務局】**

- ・そういった部分は、教育委員会等と協議しなければいけない。学校では学習指導要領で細かく決められていて、今は総合学習の時間というのがあり、登別の障団連でもそういうところに出前講座を行っている。そういった時間を手話に向けられないかという提案になるのかなと思う。

**【委員】**

- ・今、小学校で行っているのは、総合学習等の中で手話の教室みたいなのを開いているのと、放課後のクラブ活動で手話のクラブがあって、そこで手話の勉強などを行っている。

**【委員】**

- ・私は室蘭の手話の会にちょっと所属したことがあったが、室蘭のある小学校で定期的  
にやっている。1回や2回ではなく継続的にやらないと意味がないと思うので、教育  
委員会等と協議したいと思う。

**【事務局】**

- ・すべての学校等での実施を一律に行うのは難しいと思うが、今やっている事例が市内  
にあるので、それを徐々に拡充というか、広げていければと思う。
- ・初めは、何もない状態から始めなければと思っていましたが、今の話を聞いてスタート部  
分はすでにあることがわかったのでその拡充ができればと思う。

**【委員長】**

- ・皆さんからいろいろ意見をいただいて、登別らしい条例ができるようにすればいいの  
かなと思う。
- ・事前に次回の委員会の前に事務局のほうで作成していただいた素案が委員の手元に届  
くようお願いして、次回の協議でさらに深めていけたらと思う。

**【事務局】**

- ・なるべくそのように進めるのでよろしくをお願いします。

**【委員長】**

- ・このほかに意見や質問などはありますか。

**【委員】**

- ・次回はいつになるのか。

**【事務局】**

- ・次回は7月27日の月曜日、午後6時から、第1委員会室で開催する。
- ・その前に案と解説などもつくって、たたき台をお示しする。

**【高橋委員長】**

- ・ほかに意見がないようなので、本日の議事を終了する。

**【事務局】**

- ・これをもって、第2回の検討委員会を終了する。